

資料

「ふくしま産業復興投資促進特区」のご案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、福島県と県内59市町村が共同申請（平成24年2月29日）を行った福島県復興推進計画「ふくしま産業復興投資促進特区」が、平成24年4月20日に認定されましたのでお知らせします。

認定を受けて、西郷村内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることとなりました。

1. 対象事業及び事業者

ふくしま産業復興投資促進特区にて定められた

- ①復興産業集積区域内において、
- ②集積を目指すとされた業種のうち、
- ③「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業

を行う法人又は個人事業者が対象となります。

※「集積を目指すとされた業種」については、別紙2をご参照ください。

※「ふくしま産業復興投資促進特区に掲げられた事業」に該当するか否かについては、計画書中の「5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置内容」をご参照ください。

2. 税制上の特例措置

(1) 国税

選択適用

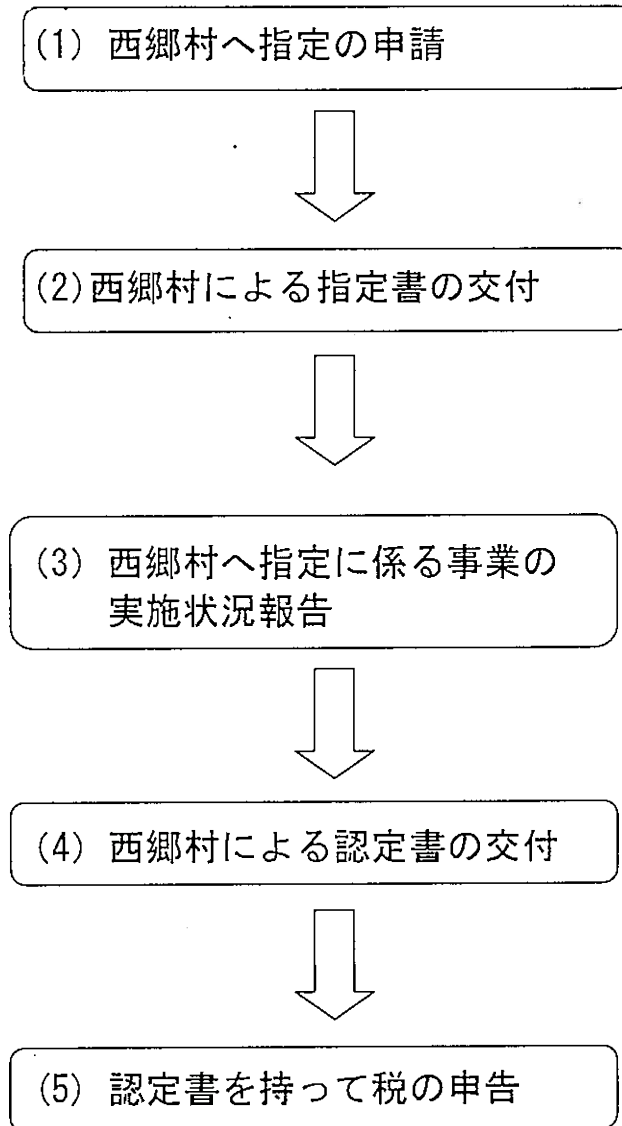
①新規立地促進税制（法 40 条）	新規立地新設企業の法人税を実質 5 年間無税
②事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法 37 条）	機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
③法人税等の特別控除（法 38 条）	被災雇用者の給与等支給額の 10%を税額控除
④研究開発税制の特例等（法 39 条） ※要件を満たせば上記①～③のいずれかと併用可能	開発研究用減価償却資産の即時償却＋12%税額控除

(2) 地方税

県税	①法人事業税 ②不動産取得税
村税	固定資産税

※上記の地方税に関して、課税免除又は不均一課税の特性措置が設けられる予定です。詳細については、関係する条例（県・村）が改正されてから公表されます。

3. 税制の特例措置の手続きの流れ



指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えて西郷村へ指定の申請をします。

指定の申請を受けた西郷村は、法令に定める指定要件を満たしている事を確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指令書」を交付します。

※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取消となった場合も同様です。

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、西郷村へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えて西郷村へ事業の実施状況を報告します。

※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

事業の実施状況について報告を受けた西郷村は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

4. 申請書類等の一覧

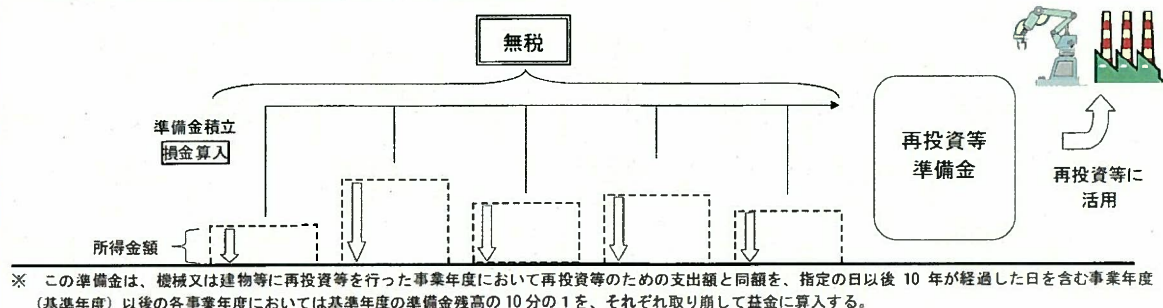
区 分	様 式			添 付 書 類
事業用設備等に係る 特別償却等 (法 37 条)	申請時	第 2 の 4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考資料（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第 2 の 4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第 2 の 5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第 2 の 1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②賃借対照表及び損益計算書等
法人税等の特別償却 (法 38 条)	申請時	第 3 の 4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考資料（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第 3 の 4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第 3 の 5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第 3 の 1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②賃借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
研究開発税制の特例 等（法 39 条）	申請時	第 4 の 4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考資料（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第 4 の 4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第 4 の 5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第 4 の 1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②賃借対照表及び損益計算書等
新規立地促進税制 (法 40 条)	申請時	第 5 の 4	指定申請書	①定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ②その他参考資料（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第 5 の 4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第 5 の 5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第 5 の 1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②賃借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類

特区による税制の特例

◆ 国税（法人税）の特例（(1)～(3)は選択適用）

1 新規立地促進税制（新規立地企業を5年間無税とする措置）

復興産業集積区域において、新設される集積業種に係る法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。



- ① 指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できる。
- ② 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

《対象法人》

- ・復興推進計画の認定の日（4/20）以降に設立されたこと。
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- ・復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。
- ・指定を受けた事業年度に3億円以上の機械又は建物等の取得等を行うこと。

2 特別償却又は税額控除

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

① 特別控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

➡
拡充

取得等の時期 資産等の区分	～H28.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%

② 税額控除



選択

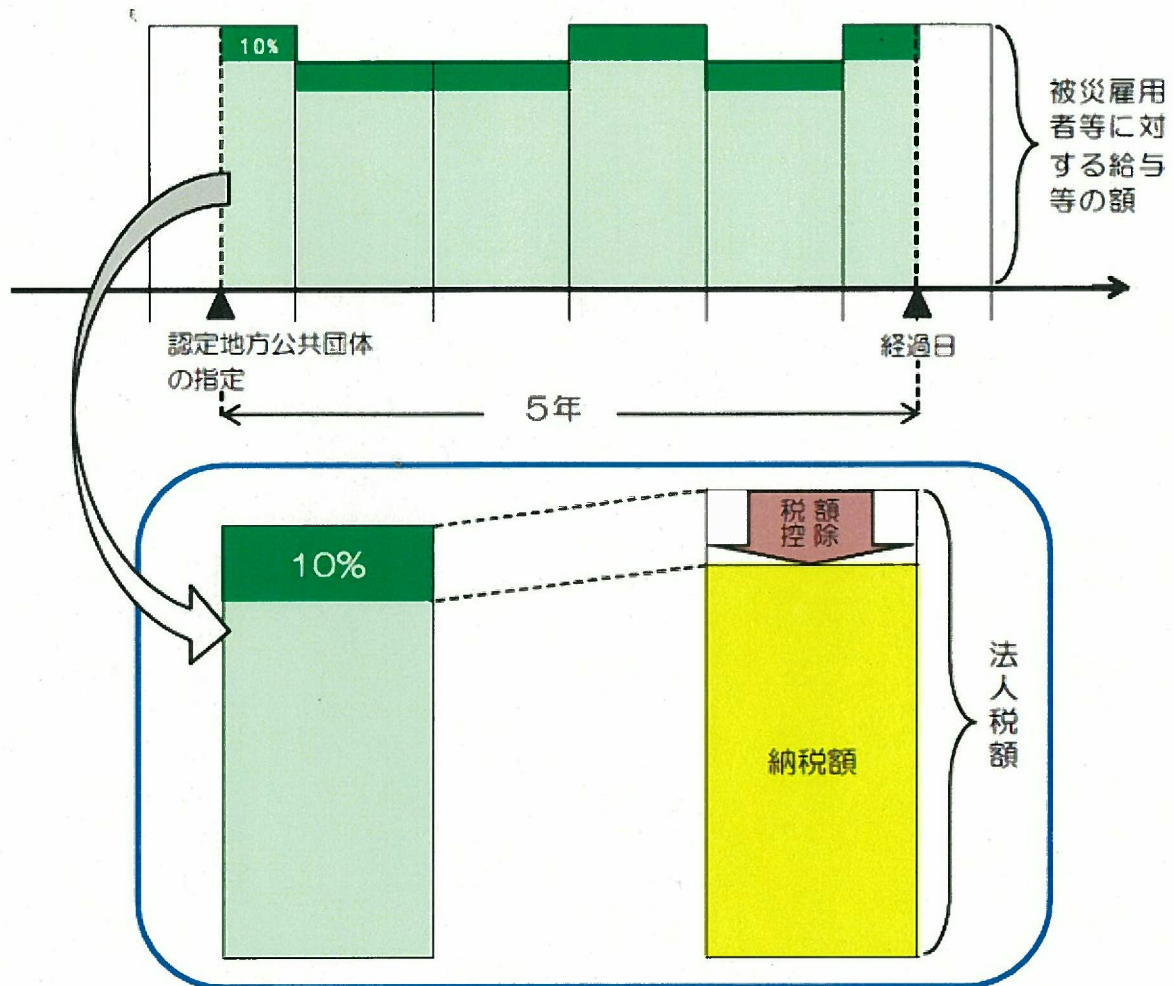
取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※20%が限度。但し4年間の繰越が可能。

※ 福島復興再生特別措置法により、機械装置の即時償却期間がH28.3.31まで延長されます。

3 法人税等の特別控除

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者（＊）に対する給与等支給額の10％を税額の20％を限度として指定後5年間控除が受けられます。

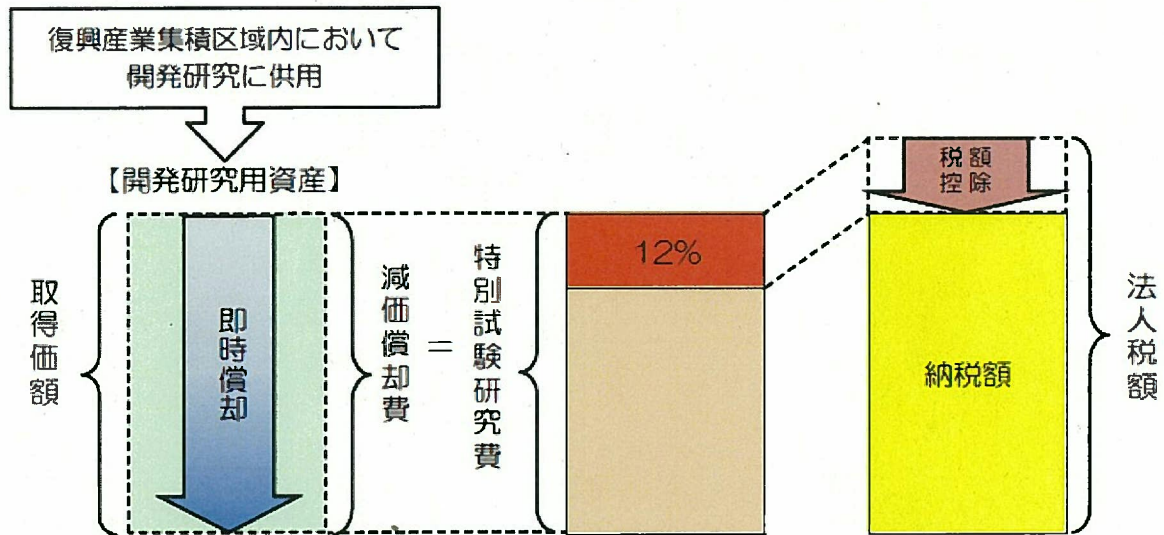


＊《被災雇用者》

- ・ H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）の事業所で勤務していた者
- ・ H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）に居住していた者

4 開発研究用資産の特例

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、12%の税額控除が受けられます。



この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。

ここにいう開発研究用資産とは、具体的には、専ら開発研究の用に供される減価償却資産として耐用年数省令別表第六の種類欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の細目欄に掲げる固定資産に限ります。）がこれに該当します。

5 地方税の課税免除等

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち1、2、4の指定を受けた場合）は、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。

別紙2

「ふくしま産業復興投資促進特区」の対象業種

大分類	分類番号	中分類/小分類	輸送用機械関連産業	電子機械関連産業	情報通信関連産業	医療関連産業	再生可能エネルギー関連産業	食品・飲料関連産業	地域資源活用型産業
E 製造業	9	食料品製造業				★		■	
	10	飲料、たばこ、飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）				★		■	
	11	繊維工業	★	★		★	★		■
	12	木材、木製品製造業（家具を除く）	★				★		■
	13	家具・装備品製造業							■
	14	パルプ、紙、紙加工品製造業	★			★	★		■
	15	印刷、同関連業	★	★		★		★	
	16	化学工業	★	★		■	■		■
	17	石油製品・石炭製品製造業	★	★			★		
	18	プラスチック製品製造業	★	★		★	★	★	
	19	ゴム製品製造業	★	★		★	★		
	20	なめし革、同製品、毛皮製造業	★			★			■
	21	窯業・土石製品製造業	★	★		★	★		■
	22	鉄鋼業	★	★		★	★		
	23	非鉄金属製造業	★	★		★	★		
	24	金属製品製造業	★	★		★	★		
	25	はん用機械器具製造業	★	★		★	★		
	26	生産用機械器具製造業	★	★		★	★		
	27	業務用機械器具製造業	★	★		■	★		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	★	■		★	★		
	29	電気機械器具製造業	★	★		■	■		
	30	情報通信機械器具製造業	★	■		★	★		
	31	輸送用機械器具製造業	■						
	32	その他の製造業	★			★	★		■
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業					■		
G 情報通信業	37	通信業			■				
	39	情報サービス業			■				
	40	インターネット付随サービス業			■				
	41	映像・音声・文字情報制作業（415 広告制作業を除く）			★				
H 運輸業、郵便業	44	道路貨物運送業	★	★		★	★	★	★
	47	倉庫業	★	★		★	★	★	★
	48	運輸に附随するサービス業	★	★		★	★	★	★
	50	各種商品卸売業	★			★		★	★
I 卸売業、小売業	51	繊維・衣服等卸売業							★
	52	飲食料品卸売業						★	
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	★	★		★	★		
	54	機械器具卸売業	★	★		★			
	55	その他の卸売業				★			★
	71	学術・開発研究機関	★	★	★	★	★	★	
L 学術研究、専門・技術サービス業	726	デザイン業、	★	★					★
	73	広告業			★				
	74	技術サービス業	★	★		★	★		
	90	機械等修理業（別掲を除く）	★	★		★	★		
R サービス業(他に分類されないもの)	9292	産業用設備洗浄業	★	★		★	★		
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業			■				

■＝特定業種

★＝主要関連業種